

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(平成28年第3回定例会)

筑西市議会

総務企画委員会 会議録

1 日時

平成28年9月12日（月） 開会：午前10時 閉会：午前11時19分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第53号 財産の取得について
議案第55号 筑西市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
議案第56号 筑西市税条例の一部改正について
議案第59号 平成28年度筑西市一般会計補正予算（第3号）のうち所管の補正予算

4 出席委員

委員長	榎戸甲子夫君	副委員長	田中 隆徳君			
委員	仁平 正巳君	委員	尾木 恵子君	委員	箱守 茂樹君	
委員	藤川 寧子君	委員	赤城 正徳君	委員	鈴木 聡君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 大山 知美君

委員長 榎戸 甲子夫

開 会 午前10時

○委員長（榎戸甲子夫君） おはようございます。ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

なお、谷中市長公室長が公務で出張しているため、稲見公室次長が出席をいたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付しました順番で、財産の取得議案1案、条例議案2案、補正予算議案1案について、それぞれ所管ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） それでは、各議案について所管ごとに審査してまいります。

初めに、総務部です。議案第55号「筑西市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について」審査をしていきたいと存じます。

契約管財課からの説明をお願いします。

日向契約管財課長。

○契約管財課長（日向裕次君） 契約管財課の日向です。よろしく申し上げます。議案第55号「筑西市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、その理由として、1つに、本庁のスピカビル移転後に実施するチャレンジショップ事業に対応するためのものがございます。このチャレンジショップ事業は、独立開業を目指す事業者の創出のため、スピカビル1階の余裕スペースを事業者等に貸し出すものがございます。その際の賃料につきましては、事業の趣旨から、時価よりも安価に設定することを予定してございます。地方自治法において財産の貸し付けを時価よりも低い価格、または無償で貸し付ける場合には、根拠とする条例を定めるか、その都度議会の議決が必要とされていることから、今般条例の改正を行うものがございます。

もう1つの理由といたしまして、今般のチャレンジショップ事業にかかわらず、市の行政財産に係る無償または減額による貸し付け、または私権の設定について、地方自治法に定める市の裁量権の最大限まで市の管理権能を拡大するためのものがございます。

それでは、主な改正の内容についてご説明いたします。まず、第1条に1号を加える改正でございますが、この条は、普通財産の無償、または減額による貸し付けをするための条件について規定するものがございます。この条に第3号として、「地域の活性化に資する事業その他の市長が特に必要と認める事業の用に供するとき」を加えるものがございます。

次に、第4条に1項を加える改正でございますが、第1項各号の普通財産の貸し付けの条件を行政財産の無償または減額による貸し付け、私権の設定の際の条件として準用する規定を第2項として設けるものがございます。これらによりまして、行政財産の貸し付けによるチャレンジショップ事業を実施することが可能となるほか、第4条第1項各号に掲げる条件に該当する場合に限り地方自治法第238条の4第2項各号に掲げる行政財産の無償、または減額による貸し付け、または地上権、地役権の設定を可能

とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

どうぞ。

○委員（鈴木 聡君） これは、スピカビル移転に伴ってチャレンジショップがどうのこうのという話で、そういう話で、条例の変更だというのですが、目的は何です。今までそういったことで貸したものがあつたのですか。そういうものも含めてこれからはこういった無償とかいろいろなふうに全面的に変えるのですか。そのチャレンジショップというのは何なのですか、どういうものが入るのです。目的。

○委員長（榎戸甲子夫君） 答弁願います。ご説明を願います。

○委員（鈴木 聡君） 意図するところを言ってください。

○契約管財課長（日向裕次君） これまで行政財産の貸し付け自体は、地方自治法の規定によって可能であつたものの、減額、無償で貸し付けることは、地方自治法を受けた市の条例が未整備であつたということで、普通財産に限られていたものでございます。そういった意味で、今回チャレンジショップ事業を契機に行政財産も無償、減額で貸し付ける必要が生じたので、今回の改正になつたものでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○委員（鈴木 聡君） だから、そういう目的は、どういう意図を持ってそういうふうに改正するのかという話をしたのです。何かチャレンジショップというのは、またどういうショップが入つてどうのこうのという話までわからないのですけれども、ただ一般的にそういうふうに言われても、スピカビルへ移転するのだつたら、具体的にこういうことをするからこういうふうにしますとか、今までの貸し付けは変更なしなのですか、そういった点。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明を願います。

○契約管財課長（日向裕次君） 今回のチャレンジショップ事業でございますが、起業を始める方に貸し出すということでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明者に申し上げます。

チャレンジショップというのは何ですか。

（「そうなんだよね」と呼ぶ者あり）

○契約管財課長（日向裕次君） お答えいたします。

チャレンジショップとは、商売を始めたいが、経験が浅く、資金面からも最初から独立店舗で始めることが困難な創業者に対しまして、行政などが支援して家賃等を一定期間低額で店舗を貸し出す制度であり、一定期間終了後は独立開業という形で卒業していくことを前提とし、次々に卒業者を出していく仕組みでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） だから、実際にそういう申し込みがあるのでしょうか。だから、どういうショッ

プが入るのかということまでは、もうちゃんと決まっているのではないですか。だから、我々はどのようなショップが入るのかも知らないの、こういうショップが入るとか入らないとかということで、こういう無償とかいろいろ支援、援助的な措置をしたいという話はわかるのです。だから、どうなのですか。その例えばでは何階にこういうショップが入るとか入らないとあって、言ってみてください。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○契約管財課長（日向裕次君） 業種といたしましては、小売業、サービス業といった店舗による利用が考えられているところでございます。

○委員（鈴木 聡君） もう一点いいですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） では、まだ具体的にどういうものが入るといのは、何か説明に前あったようなことも今感じたのだけれども、ただ小売業とか、まだ申し込みがないのですか、では小売業だけで。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明願います。

○契約管財課長（日向裕次君） お答えいたします。

申し込みにつきましては、担当が商工観光課でございしますが、利用に向けた具体的な問い合わせはございません。今月末から利用申し込みの公募を実施するというで伺ってございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 部長、補足説明願います。

○総務部長（菊池雅裕君） 私のほうから補足説明させていただきます。

このチャレンジショップ事業でございしますが、新規開業を目指す方を目的として公有財産を貸し付けるということですが、こちらにつきましては、スピカビル移転ということもありまして、駅前のにぎわいづくりの創出の一環としまして、経済部のほうが主となりましてチャレンジショップ事業を展開するわけですが、それに対しましてやはり新規ということですが、通常の公共料金を徴収するというのでは、なかなか企業が張りつかないのではないかとということも考慮しまして、実際今回の地方自治法238条の4につきましては、平成18年のときに貸し付けするほうの法律の整備がなされておりましたけれども、市のほうでは基本的に公有財産を貸し付ける場合、お金を徴収する、取るほうの条例についてはこれまでどおりで、減額するほうにつきましては、必要性がなかったということですが、今般チャレンジショップ事業を出すということで、改めてそちらの整備も図りまして減額、もしくは無償ということも想定しまして、今回条例の改正、総合的にしていただくということをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 条例のほうは、つくったというか、その中身はわかったのですが、今言ったような無償化、または減額という部分で、その基準的なもの、判断基準ですよね、無償にするか減額になるかという。そういうのというのは、どういうところで決めるのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明、では菊池部長。

○総務部長（菊池雅裕君） 済みません、では私のほうからご説明させていただきます。

そちらにつきましては、まずは条例を整備させていただいて、その後経済部商工観光課と、議会のほうでも答弁させていただいておりますが、商工会議所のほうで基本的にそちらが窓口というような形で門戸を開いて、その中で協議していくということでございますので、尾木委員さんからただいまご質問いただいた内容につきましては、今後という形でご理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員（尾木恵子君） わかりました。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

○委員（尾木恵子君） はい。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、これより議案第55号の採決をいたします。

議案第55号「筑西市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ここで執行部の入れかえを願います。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では次に、企画部の所管の審査に入ります。

初めに、議案第53号「財産の取得について」審査をしていきたいと存じます。

情報政策課からの説明を願います。

菊池情報政策課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） 情報政策課の菊池と申します。よろしくお願ひいたします。議案第53号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

議案のほうごらんいただきたいと思います。筑西市住民情報システムの再構築のため、下記のとおり財産を取得することについて、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、購入物品及び数量、住民情報システム用パソコン170台。契約の方法、指名競争入札。取得予定価格、こちらは税込みでございますが、1,899万180円。相手方が、つくば市春日二丁目26番地3、リコージャパン株式会社、茨城支社、LA営業部でございます。

続きまして、参考資料の1ページのほうをごらんいただきたいと思います。平成28年度住民情報システム用パソコン調達概要でございます。先日正誤表をお配りしまして訂正いただきましたが、ページの下から3行目、納入期限でございますが、当初平成28年11月15日ということで資料のほうをお配りさせていただいたのですが、こちらのほう11月1日と訂正させていただきました。大変申しわけございました。

また、その下の行、調達方法でございますけれども、こちらのほうは購入といたしました。

続きまして、2ページごらんいただきたいと思います。パソコン調達の明細書でございます。ノート

型パソコン170台、のぞき見防止フィルター170枚、マウス50台を調達いたします。

なお、メーカー名と製品名がこちらのほうに記載されてございますけれども、入札の結果、こちらの製品を納品していただくことになったものでございます。

また、マウスにつきましては、国の指示によります情報セキュリティ強化対策において、静脈認証を用いた生体認証機能付きのものを導入する予定がございます……

○委員長（榎戸甲子夫君） もう少しゆっくりしゃべってくれる。

○情報政策課長（菊池 勇君） はい。申しわけありません。

マウスにつきましては、国の指示によります情報セキュリティ強化対策において、静脈認証を用いた生体認証機能付きのマウスを導入する予定がございますので、それまでは現在使用しているマウスをそのまま継続使用し、故障時の交換用として50台を購入するものでございます。

続きまして、3ページのほうをごらんいただきたいと思います。こちらがパソコン調達の仕様概要として、今回入札で決定いたしましたパソコン、のぞき見防止フィルター、マウスのそれぞれの仕様、機能をお示ししております。

以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 指名競争入札で落札率65.17%で執行したわけなのですけれども、パソコン170台、約1,900万円ですけれども、単刀直入に、市場価格として、落札率は65.17%で大分安く買ったような数字的には見えるのですけれども、安いですか、これ。1台当たり幾らになるのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○情報政策課長（菊池 勇君） 1台当たりは10万円を切るような本体の価格でございますけれども、そういったもので入札していただいています。

設計金額を決めるに当たりまして、インターネットの価格を調査して、あと今までの実績とかも考慮しているのですけれども、インターネットの価格を決めるに当たっては、いろいろなサイトの最安値情報というのがございますが、そちらのほうの金額を参考にさせていただきますして、それを低い数字で設計金額のほうを計算しております。

今回入札された金額は、それよりもかなり低いという金額なのですけれども、それにつきましては、企業努力の結果、こういった金額で入札いただいたと認識しております。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい。

○委員（仁平正巳君） そうすると、通常の一般価格よりはるかに安いという認識でよろしいのですね。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（仁平正巳君） （続）それと、今までは住民情報システム用パソコンというのは、なかったのですかあったのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○情報政策課長（菊池 勇君） 今の住民情報システムが平成24年から稼働してまして、そのときに

170台購入しております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、今まで使っていたものは、どういう処分の仕方をされるのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○情報政策課長（菊池 勇君） 170台入れかえになるのですけれども、程度のいいもの、まだ使えるものに関しては、新しい機械を入れた後にも故障時の対応の予備機として使う予定でございます。ちょっと壊れていたりとか調子の悪いものに関しましては、ハードディスクとかに個人情報が入っている可能性がありますので、そちらのほうは職員のほうでハードディスクを破壊しまして、処分業者のほうに売り払うような処分をしたいと考えております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） たまに新聞の折り込みで、行政で使ったパソコンを安価で販売しますなんて、チラシ見たことあるのですけれども、そうすると完全に売り払う、あるいは完全に壊すという、あとは庁舎に残すという、その割合がわかりますか。どのぐらいですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○情報政策課長（菊池 勇君） 実際引き揚げたものに関して動作の確認とかをした上で数量のほう決めていく予定ではございますが、20台から30台は確保したいと考えております。

○委員（仁平正巳君） わかりました。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 今回購入ということで、大体パソコンって5年ごとに交換されていたのですけれども、その中で保証期間1年というのは、短くないかなと思うのです。職員で直せますというお話だったのですけれども、私もこの間パソコン壊れて出したのですけれども、4年半で故障したのです。1年では大抵故障しないのですよね。だから、その5年間のころの修理というのは、絶対大丈夫なのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 菊池情報政策課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） 1年間の修理というのは、通常パソコンを買ったときについてくる保証なのですけれども、その後の修理に関しましては、先ほど予備機ということで申しあげましたけれども、部品を交換するだけで修理が完了するものに関しては、職員のほうで部品の交換をいたします。あと、ソフトのほうの調子が悪くなったものに関しては、リカバリー用のディスクというものを購入いたしまして、パソコン購入時の状態にソフト的に戻すような形で対応する予定でございます。

リース契約にしていまいますと、そういった修理というのがなかなかできないものですから、今回購入という形で、職員がすぐに修理とか対応できるような形で、購入という形にさせていただきました。

○委員長（榎戸甲子夫君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 今回購入なのですけれども、大体どれぐらい、何年ぐらい使うという目標はありますか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 菊池課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） 5年間で予定しています。

○委員（藤川寧子君） 5年ですか。5年は一番最短の期間だと思うので、本当はソフトさえかえれば長く使えるので、購入した分はできるだけ長く使う方向でやってもらいたいと思います。

結構です。よろしくお願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） マウスの件で、今回は50台ということなのですけれども、これ生体認証機能がついているということなのですけれども、ということは、詳しくちょっと想像がわからないのですけれども、これ職員がそのパソコンを使う職員のだけの認証をするということなのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 菊池課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） 今ちょっと手元にカタログの資料がございまして、指紋を認証するためのセンサーがついているものは、こういった3種類ございます。こちらの一番左側のマウスの形をしたもの、これを今回導入する予定でございます。これをどういうふうにするかという、マウスの上に手の平をかざしていただいて、そこでその手の静脈のパターンというか、人それぞれ静脈の形が違っているようなのですけれども、そういった形で認証するような形になります。これは、人それぞれ静脈の形が違いますので、システムを使う職員に関しては、全部の職員の手静脈の形を登録する予定でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） ということは、職員の方って異動をするではないですか。そういったときにそれを一々ではやり直しをするという部分でやるのですね。

○委員長（榎戸甲子夫君） 菊池課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） 異動に関しましては、異動先の職場で使うシステムの範囲が決まっていますので、静脈のパターンはそのまま、その次の異動先でどういう業務を使うかというところの設定の変更を考えています。

○委員長（榎戸甲子夫君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 一応今回170台購入ということで、とりあえずまずは50台という形ですけれども、これ結局は新しくその生体認証機能つきに全部170台分は将来的にはかわってしまうわけですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 菊池課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） 今回50台と言っているのは、今と同じ安いマウスなのですけれども、この生体認証機能つきのマウスというのは、大体市場価格でいいますと2万円弱、1台当たりすることになります。そちらのほうは、セキュリティー強化対策のタイミングと合わせて導入する予定でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

○委員（尾木恵子君） はい。

○委員長（榎戸甲子夫君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） このリコージャパンというのは、県内で言えば上中下と分けたときにはどのクラスに入るのか何だか。

それともう1つ、これ見るとリコージャパン株式会社、茨城支社なのですからけれども、この部長で、これは支社長とか、そういうふうにはならないのですか、社長。

○委員長（榎戸甲子夫君） 菊池課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） まず、上中下なのですからけれども、そういった判断というのはしたことはないのですけれども、多分上の部類に入る会社だと思っています。

あと、支社長では、契約の相手名義が支社長ではないのかということなのですからけれども、今までのパソコンの購入に関しても同じような形で、部長名で契約していただいています。ということで、多分相手方の会社の決裁権者がこういった形になっているのかなと、そういうような想像でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 安く購入できることは大変結構なことなのだけれども、指名した、三浦議員が本会議でやっていたけれども、4社だか5社辞退したよね。その指名した業者というのはどこなのですか。全部で。

○委員長（榎戸甲子夫君） 菊池課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） では、全部申し上げます。指名業者が全部で9社ございます。

まず1つ目が広沢商事、2番目がマスゼン、3番目が日興通信つくば支店、4番目がナカザワ、5番目が富士通マーケティング関越支社、6番目がマルシン、7番目がリコージャパン茨城支社、8番目が関彰商事ビジネスソリューション部下館支店、9番目がTKC、合計9社でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） よく地元業者という、筑西市の地元業者というのは、このうちどこどこなのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 菊池課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） この中で5社ございまして、広沢商事、マスゼン、ナカザワ、マルシン、あと関彰商事、5社でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そうすると、この地元の5社が辞退したのですか、それとも辞退したのはどこなのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 菊池課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） この中で辞退したのが、広沢商事、マスゼン、あとナカザワ、富士通マーケティング……

(「違う、マルシン……」と呼ぶ者あり)

○情報政策課長(菊池 勇君) (続) ごめんなさい。申しわけありませんでした。市内の業者で辞退したところでございますよね。申しわけありませんです。

(「もう1回」と呼ぶ者あり)

○委員長(榎戸甲子夫君) もう1度。

○情報政策課長(菊池 勇君) もう1度申し上げます。申しわけありませんです。

広沢商事、マスゼン、ナカザワ、あとマルシン、4社でございます。

○委員長(榎戸甲子夫君) あとは。

○情報政策課長(菊池 勇君) あと市内の業者は関彰商事でございますけれども、こちらのほうは入札していただきました。

○委員長(榎戸甲子夫君) 鈴木委員。

○委員(鈴木 聡君) そうすると、その残った、応札した人の中で1回で決まったのですか。

○情報政策課長(菊池 勇君) はい。

○委員長(榎戸甲子夫君) 鈴木委員。

○委員(鈴木 聡君) それで、企業が納める税金というのは筑西市には何の恩恵もないのだよね。つくば市だから。これ地元業者の育成という観点はないのですか。地元の業者だけを十分これ5社入っているわけでしょう、地元の業者が。これだけで十分競争できるわけだよね。何で今度9社に広げてあっちこちの地元を支店も何もない、そういう業者なのかという。

○委員長(榎戸甲子夫君) 菊池課長。

○情報政策課長(菊池 勇君) こちらの業者の指名につきましては……

○委員長(榎戸甲子夫君) もっと大きい声で。

○情報政策課長(菊池 勇君) 申しわけありませんです。

こちらの指名につきましては、市内業者も含めて入札というか納品が可能な業者ということで選んでいただいたものでございますけれども、結果的に見ますと、市内の業者で入札していただいたのが関彰商事なのですけれども、こちらのほうの落札率が予定価格と比較して93.66%ということでございました。落札した業者が65.17%ということなのですけれども、実際こちらで見積もった積算額なのですけれども、そちらのほうは、ある程度インターネットの金額をもとにして出したものなのですが、実際その落札額というものは、それぞれの企業ごとの、実際どういう数字で入札していただくかということによりますので、特に市内業者とかあとは市外業者とか、そういったところまでは、今のところ判断はしてございません。結果的に、市外の業者が落札されたということにはなってしまいましたけれども、今後そういったものも含めて、もし検討の余地があれば検討していこうとは思いますが、ただなるべく安く入札しようと思うとどうしても範囲を広げざるを得ないと考えてございます。

○委員長(榎戸甲子夫君) 鈴木委員。

○委員(鈴木 聡君) そういう安く買えるということは、大変結構なのだけれども、ただ企業が納める税金との関係で、それが本当に安いのかどうかという比較検討も必要になってくると思うのだよ。企

業の納める、地元にですよ、それが納まらない納まる話でも含めて、本当にその入札の落札が、本当にそれで市が助かったとか、そういうプラス・マイナス考えてみてどうなの、今すぐわかることではないので、そういうことも私は頭に入れてほしいのです。どうなのです、それ。

○委員長（榎戸甲子夫君） 菊池課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） 税金の問題に今話が及んでいるのですけれども……

（「一課長がそれでどうのこうのというのは無理だと思
うのですが」と呼ぶ者あり）

○情報政策課長（菊池 勇君） （続）ただ、今回の入札金額を見ますとかなり安い金額ですので、多分企業のほうでも利益という部分は、余り見込んではいないのかなと、そういうような感想はあります。ということからいっても、余り税金のほうには反映されないのではないかなと考えております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） それから、このさっきマウスの話も、静脈認証だということなのだけれども、そのセキュリティーの問題については、よくイタチごっこだっってよく話、それを上回るまたいろいろ繰り返しているのだけれども、大体5年というのは大体安全なのか、私らよくパソコンわからないのだけれども。

○委員長（榎戸甲子夫君） 菊池課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） 今回セキュリティーの強化事業対策もあわせてやっているのですけれども、このセキュリティーに関しましては、どの程度までやればいいのかというのは、なかなか難しいものがあるのですけれども、今回のセキュリティー強化対策につきましては、国の指示に基づきまして、それを満たすような形で考えてございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

○委員（鈴木 聡君） もう1回ね。

○委員長（榎戸甲子夫君） では。

○委員（鈴木 聡君） それは、こののぞき見防止フィルターというような話なの、セキュリティーの関係は。

○委員長（榎戸甲子夫君） 菊池課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） これとはまた別のものです。

○委員（鈴木 聡君） そうですか。疎いもので。いいです。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、私から。

ただいま課長から65.17%の落札率が、これがいかにも妥当だというふうに答弁がございましたね。ということは、今後こういう機種の購入というのは継続するわけですね、部長。部長によく記憶しておいてほしいのですが、ほかのメーカーはいざ知らず、時に80%以上、90%落札率が多いのです。今回市内の業者と市外の業者とのマッチングで落札したというのが、大体これが普通だというふうな答弁いた

だったもので、我々は65%前後が、これが妥当な線というふうに我々はここで記憶するわけです。メーカーがかわったら93%の落札にしたということは、ちょっと違和感ありますので、よく覚えておいてくださいね。

それと、今回東芝ですが、この入れかえする前の機種はどこメーカーでした。

はい、どうぞ。

○情報政策課長（菊池 勇君） 富士通でございました。

○委員長（榎戸甲子夫君） このパソコンというのは、メーカーかわってもいいのですか、マウス同じでも。

はい。

○情報政策課長（菊池 勇君） 性能的に同じであれば、どこメーカーでも大丈夫でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、それも我々はよく認識しておりますので、そっくり交換といいものだけ残しておくという、その辺の判断が、メーカーがかわったら全ての附属する機材が同じメーカーでないはずののかなというふうに我々は記憶しておりましたので、よく勉強しました。

ほかにごございますか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 市内業者の育成とは言いながらも、65%で片方は入札して、片方の市内業者が95%だというのでは、全然これは、幾ら市内業者の育成とは言いながらも、これは話にならない。偏りだよ。30%も違っていたのでは、同じもの半分で。

○委員長（榎戸甲子夫君） それで企業の採算が合うと言っているのだもの。だから、今後このような機種の購入の際に、九十数%で落札されたというと、我々議会は、それは何だということになりますよ。それよく部長、覚えておいてね。

菊池課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） 1点だけ補足させていただきたいのですけれども、そのパソコンの調達をするに当たって、その時々商品の流通の状況とかもありますけれども、今回入札するに当たって、4社が入札していただいたのですけれども、それぞれ全部4つのメーカーで入札していただきました。それぞれの多分メーカーの事情もあったのかなということはあるのですけれども……

（「それはメーカーじゃないあなたが答弁する権利ないよ」と呼ぶ者あり）

○情報政策課長（菊池 勇君） （続）申しわけありません。

それで、今回設計金額を決めるに当たって、インターネットの最安値情報というのを参考にして、それよりも安い金額で設計を組んだのですけれども、その最安値情報も、それぞれのパソコンも年によって大分性能が変わってきますので、その時々金額がやっぱり上下することがありますので、そういったことも加味して今後ともやっていきたいと考えています。

○委員長（榎戸甲子夫君） 聞こえようによっては、あなたメーカーのセールスマンみたいな今答弁しているのだよ。

○情報政策課長（菊池 勇君） そうですか、申しわけありません。

○委員長（榎戸甲子夫君） でしょう。我々の質問は、メーカーはどこであれ、数字がどうであれ、常に一定した購入をしているかどうか我々はチェックしている。だから、最低価格を考慮したのでしょうか、インターネットで。

○情報政策課長（菊池 勇君） はい。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、何で筑西市が、地元業者は九十数%で30%の開きのあるほかのまちが落札するのだという、そういうクエスチョンマークがついているわけですから、あなたの最後の言葉は余計です。

○情報政策課長（菊池 勇君） 申しわけありません。

○委員長（榎戸甲子夫君） 我々の側からしてみれば、行政は何をやっているのだと、担当者は。というイメージが残りますよ。

では、これより議案第53号の採決をいたします。

議案第53号「財産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第59号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち本委員会の所管について審査してまいります。

また、議案第59号については、複数の課にまたがるため、各部の審査の終了後採決したいと存じます。

それでは、議案第59号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち企画部所管の補正予算について説明を願います。

財政課から説明を願います。

海老澤財政課長。

○財政課長（海老澤布美男君） 財政課、海老澤です。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。議案第59号についてご説明いたします。

財政課所管の補正予算についての説明となります。6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1、歳入でございます。下のほうになります。款20項1目1繰越金につきまして、今回の補正予算に伴う財源調整のため3億3,272万8,000円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは、今こうやって出てきたのだけれども、どうなのですか、その経過は。前年度繰越金というのは、これで終わったものではないでしょうか。総額は、ではどのくらいあるのです、これ入れて。

○委員長（榎戸甲子夫君） 海老澤課長。

○財政課長（海老澤布美男君） 決算書のほうに、お配りしているわけでございますけれども、決算書

の後ろのほうになりますけれども、実質収支に関する調書ということで付記されてございます。平成27年度の歳入総額といたしまして436億8,993万9,000円、歳出総額が408億86万1,000円で、その歳入歳出の差し引きで28億8,907万8,000円で、そのうち翌年度に繰り越し事業ございます。翌年度に繰り越ししている事業に対して一般財源を持ったまま繰り越し、一般財源をつけて繰り越しします。それをつけて繰り越しする一般財源が2億6,995万6,000円で、先ほどの歳入歳出差し引きの28億8,900万何がしから2億6,995万6,000円を差し引いた、実質収支というふうな言葉使っていますけれども、その金額が26億1,912万2,000円ということで、このうち実質的に決算は、今回の決算書ができ上がった段階で決算額が決まりますけれども、その前に平成28年度の当初予算で既に繰越金というふうなことで、予算化が7億円当初既に、当初予算決まる時点で7億円もう予算化してございます。あと、今回ではなくて前々回の2号補正で4,897万7,000円の補正財源として使っています。今回3億3,200万円使うというふうなことで、繰越金の額そのものは、未計上部分が15億3,000万円ほどございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） よく、決算書まだよく見ていないのだけれども、28億円ぐらいあると言うのだけれども、本来ならばその予算を立てて、それをちゃんと使うべきなのだよ。繰越金というのは、普通ちゃんと実行、執行していけば、だって予算を立てて、これをしますあれをしますってやっていて、年度末になったらやっていなかったとか、少しオーバーに予算をとったとかという話なのでしょう、これは。結果的には。繰り越しになったわけではないのかな、私らの解釈として。その辺よくちょっと、これでいいのかどうか。

○委員長（榎戸甲子夫君） ご説明願います。

○財政課長（海老澤布美男君） 予算なのですけれども、我々が考えているのは、予算はあくまでも見積もりですというふうなことで、予算は当初各課から要求があったものを、査定しながらいろいろなことで最終的に予算額ということで総額が決まります。あと、今決算というふうなお話ですけれども、決算につきましても、職員が800人ぐらいいるわけですけれども、その当然一番大きなものとしては、人件費もあるし、あといろいろな消耗品もあるし電気代もあるし、いろいろなものがあるわけですけれども、それは全て予算上なので、あくまでも1,000円単位で予算って組んでいます。1,000円単位で組んでいる中で1,000円未満、全ての決算が全て1,000円単位で使うわけではなくて、当然端っぱが、余る部分、要するに事業というふうに、うちのほうは歳出上は事業というふうな考え方しているのですけれども、その事業、1つの事業に対して11の需要費もあるし工事請負費もあるし、いろいろなものがあるって、それぞれ全てぴったりぴったり全て使われるわけではないので、歳出上で当然不用額がございまして。あともう1つは、今度は歳入上の話でございましてけれども、歳入上も予算ぴったりぴったりの見積もりちょっと不可能でございまして。予算計上をしたよりも余計に入った部分もあるし収入未済もございまして、それは要するに歳入の予算よりもちょっとオーバーした分、あと歳出でいろいろもろもろで使い切らなかった部分と端っぱで余った部分、それらの差し引きが繰越金というふうな形で出てくるものでございまして、全て使い切るとか、予算上全て入り切るというのは、ちょっと不可能だと私は思っています。

す。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 不可能とかそれはこういう繰越金出るのは、多少しようがないと思う。だけれども、そういったいろいろな今言ったように不用額の話。だって平成27年度事業をこれだけやりますよとって予算をとって、まるっきりやらない事業もあったのではないの、不用額として。まるっきりと言ったらオーバーかもしれないけれども。何とかファンド事業とかいろいろあったではないですか。そういうのを何か十分やってその予算、1,000円単位だからその端っばが出るとかなんとかだ。端っばが28億円も出るわけないでしょう、端っばが。だから、そういう予算を計上して全くやらないような事業もあったのではないのですかって聞いているのです。そういうのは把握していないのですか。例えば、私言ったように、ファンド事業、去年なんかきつと採択されていないよ、1件も。恐らく。何とかファンド事業ってありますよね。この前ここで説明していたね。だから、そういうものを把握していないのですか、課長さん。まるっきり予算上立てたけれども、端っばがいっぱい出て、あるいはちょっとオーバーしたような不用額があったとあって、そういう問題ではなくて、全く予算を通過して事業がなされていないものもありますよって言わなくてはだめじゃない。

○委員長（榎戸甲子夫君） その辺どうですか、ご説明願います。

○委員（鈴木 聡君） そういうのは把握していないですか。

○財政課長（海老澤布美男君） 済みません、決算書のほう全て私のほうも全て見ているわけではないので、把握しているわけではないのですが、例えば今のファンド事業ですと、実際問題一般財源充当ではなくて、特定財源充当だと思っております、ファンド事業については。基金の繰り入れということで、今回も専決でやらせてもらったものも、一般財源で補正したのではなくて基金繰入金ということで補正財源を使わせてもらっております。

また、あとまるっきりやらなかったというのも、ちょっと今思いつかないのですけれども、まるっきりやらなかったものでできなかったものって、当然これは繰り越し事業ということで、繰り越してしまっているものもあると思います。全て済みません、把握してございませんので。

○委員（鈴木 聡君） まあいいです。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

ここで執行部の入れかえを願います。

〔企画部退室。税務部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 次に、税務部の所管の審査に入ります。

議案第56号「筑西市税条例の一部改正について」、審査をしていきたいと存じます。

課税課から説明を願います。

角田課税課長。

○課税課長（角田明規君） 議案第56号についてご説明申し上げます。

議案書の中に資料1枚これ入っていると思いますので、こちらで説明をいたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

1の改正条例の理由でございますが、平成28年3月31日に所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、筑西市条例の一部を改正するものでございます。

2番の改正内容でございます。附則第20条の2は、所得税法の改正に伴い市民税の課税の特例を規定するものでございます。

附則20条の3については、今言いました20条の2が新設されたことに伴いまして、項ずれの措置をいたしたものでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願ひます。

はい。

○委員（鈴木 聡君） この何とか20条のどうの特例というのは、どういうことなのでしょう。

○委員長（榎戸甲子夫君） 角田課長。

○課税課長（角田明規君） ご答弁申し上げます。

これについては、租税条例というのがございまして、日本は外国65カ国と締結をしているのですけれども、租税条約の相手国に対しては、この今説明した内容のことが適用されているのですけれども、法律でいうと相互主義というのがあるのですけれども、今この適用にならないのは台湾なのです。台湾は、日本は正式な立場として国と認めておりませんので、台湾については、条約はないのだけれども、租税条約締結国と同じように利子と配当については、総合課税ではなくて分離課税にしますよというのがこの改正の趣旨でございます。

以上です。

○委員（鈴木 聡君） わかりました。

○委員長（榎戸甲子夫君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第56号の採決をいたします。

議案第56号「筑西市税条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ここで、執行部の入れかえを願ひます。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、暫時休憩いたします。

〔税務部退室。市民環境部入室〕

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時 2分

○委員長（榎戸甲子夫君） では、会議を再開いたします。

次に、市民環境部の所管の審査に入ります。どうぞお座りください。

では、議案第59号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち市民環境部所管の補正予算について説明を願います。

初めに、市民課、中島市民課長、説明を願います。

○市民課長（中島真一君） 中島市民課長です。よろしくお願いいいたします。それでは、議案第59号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち市民環境部市民課の所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

歳入でございますが、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1番上の行にございます款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金、節30戸籍住民基本台帳費補助金、説明欄、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業補助金2,569万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出でございますが、8ページ、9ページをお開き願います。こちらは、上から3行目になります。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料、説明欄、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業2,569万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容でございますが、個人番号カードにつきましては、昨年度から交付を行っております。今年度個人番号カードの交付事業補助金の追加交付ということで通知が参りましたので、交付委託料の増額補正をお願いするものでございます。先ほどご説明しました歳入と同額の委託料を予算計上いたします。特に、委託料につきましては、地方公共団体システム機構J-LISといったところに交付の委託をお願いしておりますので、その交付委託料ということになります。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これまで市民が個人カードを発行は、どのくらい発行してあるのです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中島市民課長。

○市民課長（中島真一君） まず、平成27年度ということでご説明しますと、3月31日現在、申請者数が6,921人、交付者数が1,934人でございます。7月31日現在、直近ということで、申請者数が8,060人、交付者数が4,882人という数字でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは何、申請してどのくらいかかるのですか、手元へ届くのに。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○市民課長（中島真一君） 現在ですと1カ月ぐらいということで、大分期間が短縮してまいりました。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） いろいろな情報によると、日本全国で大体まだ1,000万人ぐらいだというのは

が、そんな程度のテンポなのですか、やっぱりこの筑西市も。比較すると。例えば、日本の人口が1億2,000万人としても、でも実際に今、国がそういう把握しているのは1,000万人程度の人たちだということで、交付申請して手元に。だから、筑西市もその程度のレベルであるのですかと、率的に言うと。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中島課長。

○市民課長（中島真一君） まず、全国では申請件数が9.1%、1,169万2,000人になります。筑西市につきましては、先ほど申しました8,060人です、申込者。これですと人口にしますと7.5%といった、そういう率でございます。

○委員（鈴木 聡君） 発行数を言っているのではなかったっけ。その1,100万というのは。

○市民課長（中島真一君） これは、申請の受け付け件数になります。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これまで国の事業ということで交付金が来て、全部国でやっているのだけれども、筑西市は今までどのくらいの事業費かかっています。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中島市民課長。

○市民課長（中島真一君） まず、事業費でございませけれども、平成27年決算額で申しますと3,712万7,622円ということで約3,700万円かかっております。今年度の歳出の予算額が今回補正をお願いしまして3,824万9,000円、合わせますと7,537万6,000円といった形になります。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 確認なのですけれども、ちなみに私の家族は誰もカードをつくっていないのですが、カードを持たないと何か生活上不都合がありますか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中島市民課長。

○市民課長（中島真一君） まず、当面通知カードというのを皆様のお手元に配布させていただきました。さらには、通知カードをなくされてしまったといった方も結構窓口にいらしております。そういう方がマイナンバーカードまでは要らないといった方がもういらっしゃると思いますので、そういう方につきましては、住民票をとっていただいて、その中にマイナンバー、ご自分の番号が記載されておりますので、その番号で各種いろいろな社会保障の関係ですね、介護ですとかそういう部分で申請をお願いしていると。どうしても、今後筑西市で今コンビニ交付を始めますので、そういった新しい機能を欲しいといった方は、ぜひマイナンバーカードを申請してくださいと、そういったことでPRをしているところでございませ。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） では、現在のところは、何も不都合はないという認識でよろしいですか。

○市民課長（中島真一君） 私のほうでは、もう住民票で番号を交付することが、番号といいますが、住民票の中に番号が入っているものを申請で交付することができますので、今の段階では、さまざまな社会保障費関係、番号がわかれば大丈夫です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員、最後。

○委員（仁平正巳君） それで、カードをつくったと。それでそれをなくしてしまった場合、カードをなくしてしまった場合は、どういう問題が生じてきますか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中島市民課長。

○市民課長（中島真一君） マイナンバーのカードには暗証番号が記載されております。4桁の数字の種類が、利用者の暗証番号ですとか電子証明の暗証番号ですとか、そういうものがもろもろで4つの暗証番号があるので、それが入っておりますので、あとそのほか税の申告をなさる方、その方につきましては、英小の文字で6桁から12桁の間の数字を、暗証番号入力していただいておりますので、万が一、もうどっちみち使えないということであれば、廃止の手続きをとっていただいたり、もしくは番号が使われると不安だといった方については、新たな番号を付して付番することができますので、その場合は再申請していただくといったことが一番よかろうかと思えます。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

次、尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 仁平委員と同じようにまだつくっていないので、例の写真、証明写真機ができてからつくろうと思っているのですが、今回この下にあります自動交付機、あれってなくなりますよね。来年の3月いっぱいになりますよね。それで、市民の方は、その辺もよく多分わかっていない人がこの間いました。今現在の筑西市民カードというか黄色いがありますよね。あれというのも使えなくなってしまうのでしたっけ。あれはそのままでしたっけ。

それと、今回こういうふうに国のほうからまた補助金が追加で来ているわけですね。そういったときに、その最初のころは、すごく市民カードをつくってくださいというような周知というのが、ちょうどあったかと思うのですけれども、国のほうもそういうのをやったばかりだったから、すごいそのカードをつくりましょうみたいなのをすごく力入れていたかなと思うのだけれども、今になったらちょっと遠のいてしまっていて、つくる人は興味があればつくるみたいな感じで、余り推奨しているという部分を感じられないという状況もあるのですけれども、こうやって補助金がふやされているということは、もっと推進しなくてはいけないのではないのかなというのもあるのですけれども、どういうふうに感じているのでしょうか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中島市民課長。

○市民課長（中島真一君） まず、証明書、自動交付機が廃止されると市民カードはどうなるかといったことですが、まず市民カードにつきましては、引き続きそのまま使っていただくということで考えています。それは、窓口で印鑑証明などを取りに来る方、奥さんに預けて取りに来る方がいますので、そのものは、マイナンバーカードでは暗証番号入っていますので、それはもうちょっと不可能です。そういった意味で、市民カードは併用した形で使っていきます。

それと、補助金の話です。筑西市におきましては、先ほど言いましたように付加価値をつけていこうということでコンビニ交付を始めるわけです。先週コンビニ店、それと銀行、病院、各種そういったところに、コンビニ交付を始めますといったことでのポスターを、A2判を全部送らせていただきました。

ので、さらにそこでPRをしていこうと。市民カードを、コンビニ交付ができれば市民の方への利便性というのは、さらに深まるであろうということで、自動交付機が廃止になった後の対策ということで、それを利用を呼びかけていく考えであります。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 市民カードはそのまま使えるようにしたいということなのですが、結局、では別につくらなくてもいいかということにも結びついていくと思うのです。これからは、高齢者の方が例えば免許証も返納してしまうとかという、自分の身分証明書にといた場合には、やっぱり市民カードでないと顔写真が入っていないと何か2つぐらい証明持っていかなくてはいけないのですよね。だから、そういった部分なんかもあるので、そういったほうからの啓蒙というのもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうね。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中島市民課長。

○市民課長（中島真一君） 今委員さんがおっしゃったように、高齢者になって免許証を返している方結構おります。窓口でその場合、求めていくのを、我々は身分証明書になるもの2点を求めなくてはいけません。顔写真つきであれば1点で済むのですけれども、そういった点もありますので、マイナンバーカード、身分証明書にもなりますよといったことも含めて、またさらにPRしていきたいと思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

次に、防災安全課からの説明を願います。

谷嶋防災安全課長、説明を願います。

○防災安全課長（谷嶋利男君） 防災安全課の谷嶋です。よろしくお願ひします。それでは、説明のほう入らせていただきます。議案第59号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち防災安全課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳入です。6、7ページのほうをお開き願ひします。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節2雑入、説明欄の消防団員退職報償金でございますが、1,871万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、本市の退職消防団員にかかわる退職報償金として、消防団員等公務災害補償等共済基金からの歳入となるものでございます。

次に、12、13ページのほうをお開き願ひします。歳出でございます。款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節8報償費、説明欄の消防運営事務費でございますが、退職された消防団員の退職報償金として、歳入と同額の1,871万円の増額補正をお願いするものでございます。この消防団員退職報償金は、筑西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づきまして、勤続5年以上の団員に対し、在職年数及び階級に応じて支払うものでございます。平成28年度退職報償金支給対象者でございますが、5年以上10年未満の団員が30名、10年以上15年未満の団員が12名、15年以上20年未満の団員が4

名、20年以上25年未満の団員が9名、25年以上30年未満の団員がゼロ、30年以上の団員が4名で、合計59名となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑なしですね。

以上で議案第59号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち所管の補正予算について、各部の説明、質疑を終了いたしました。

これより議案第59号の採決をいたします。

議案第59号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

以上で総務企画委員会の審査を終了いたします。

執行部の方は退席を願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 以上をもちまして総務企画委員会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時19分